

商品名	
保証会社	○一般社団法人しんきん保証基金
ご利用いただける方	○申込時の年齢が満20歳以上の方 ○安定継続した収入のある方 ○当金庫の営業区域にお住まいの方、またはお勤めの方 ○一般社団法人しんきん保証基金の保証が受けられる方
お使いみち	○健康で文化的な生活を営むために必要な資金で次に該当するもの ①申込人または申込人の家族（配偶者、直系尊属（配偶者の直系尊属を含む）、子、孫、兄弟）が必要とする資金 ※申込日時点で、支払日から1ヶ月以内のものに限り支払済資金も可 ②申込人が①を用途として当庫から借り入れた証書貸付型消費者ローン（借換え直前3ヶ月の約定返済で3営業日以上履行延滞が1度もないものに限る）の借換え資金（借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む） ③申込人が当金庫から借り入れた当座貸越型消費者ローンの借換え資金（当座貸越型消費者ローンを解約する場合に限る） ※他金融機関から借り入れた当座貸越型消費者ローンの借換え資金は対象外
ご融資金額	○500万円以内（1万円単位）
ご融資利率	○固定金利 利率 年6.00%～年6.50% ※パートナー協定等優遇金利 年0.50%以内の適用可
保証料率	○ご融資利率に含まれます。
遅延損害金	○年14.60%
ご利用期間	○3ヵ月以上10年以内
ご融資方法	○証書貸付
ご返済方法	○毎月元利均等または元金均等割賦返済（元金返済据置期間は6ヶ月以内） ※6か月ごとの増額返済も可能ですが、融資金額の50%以内かつ1万円単位となります。
お支払方法	可能な限り振込
担保・保証人	○原則不要です。
その他	○詳しくは、当金庫の窓口・得意先担当者へお問い合わせ下さい。 ○お申込みに際しては、事前の審査をさせていただきます。結果によってはご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承下さい。
苦情処理処置	本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室（9時～17時、電話：0855-22-1851）にお申し出ください。
紛争解決措置	東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲介センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客様相談室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話03-3517-5825）にお申し出ください。

日本海信用金庫